

国道事務所において、変更申請のうち車両ナンバーの変更や、申請者の住所の変更等の軽微な申請については、優先的に処理します。

優先処理の対象となる申請

変更申請

- ・車両の変更
 - ・申請者の変更
 - ・通行経路の変更
- など

左記のうち、既許可の期間・車両諸元・経路が変わらない以下の軽微な変更

- ・車両番号（ナンバー）の変更
- ・申請者の会社名・住所・氏名等の変更

優先処理

特殊車両通行許可申請手続

オンライン申請

窓口申請

軽微な変更の内容を
電話等で連絡

軽微な変更の内容を
電話等で連絡

申請書類のチェック

受理

審査

許可証発行